

下呂市告示第 91 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道を次のように供用開始する。

その関係図面は令和 8 年 3 月 31 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

下呂市長 山内 登

別 表

縦 覧 個 所	閲 覧 時 間	備 考
下呂市役所 下呂総合庁舎内 建設部 建設総務課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

番号	路 線 名	起 点 終 点	供用開始の期日
1	東上田 5 号線	下呂市東上田字手呂 621-1 から 下呂市東上田字荒野 2082 まで	令和 8 年 3 月 31 日
2	萩原東本町線	下呂市萩原町萩原字上島 1690-3 から 下呂市萩原町萩原字大木之下 777-1 まで	令和 8 年 3 月 31 日
3	川原池端線	下呂市萩原町花池字川原 208 から 下呂市萩原町上村字池端 634-2 まで	令和 8 年 3 月 31 日
4	黒石線	下呂市馬瀬黒石字下モ垣内 241-1 から 下呂市馬瀬黒石字上田垣内 567 まで	令和 8 年 3 月 31 日
5	牧野線	下呂市馬瀬川上字五年カヘシ 432-2 から 下呂市馬瀬川上字東垣内 447 まで	令和 8 年 3 月 31 日